

不登校生徒と病気療養中の生徒を対象とした 遠隔授業の実施について

愛知県教育委員会
高等学校教育課

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、令和6年4月1日から、病気療養中の生徒に加えて、不登校の生徒に対しても、同時双方向型の遠隔授業を行うことにより、生徒の進級・卒業につなげることが可能となりました。

このリーフレットでは、不登校生徒と病気療養中の生徒を対象とした遠隔授業の実施について、その目的、対象となる生徒、制度について示しています。

1 不登校生徒に対する遠隔授業

(1) 目的

学習意欲はありながら、心理的な理由などの何らかの理由等によって不登校の状態にある生徒が、不登校の状態から脱することができるように支援を行うことや、原級留置、転学、中途退学することなく入学した学校で卒業できるようにすることを目的としています。(遠隔授業による修得単位数の上限は36単位)



(2) 対象生徒

年間30日以上欠席が見込まれることや、生徒に学習意欲があること、遠隔授業の実施により不登校の状態から脱する可能性があること、原級留置、転学、中途退学を回避できることなどを目安として、学校が判断した生徒。

◎対象となる生徒の例

新しいクラスの雰囲気になじめず、1か月前から登校できなくなった。自宅では学校から出される課題に意欲的に取り組んでおり、提出状況も良好である。本人は在籍校で進級・卒業することを強く望んでおり、遠隔授業を受けることをきっかけにして不登校の状態から脱したいと思っている。

2 病気療養中の生徒に対する遠隔授業

(1) 目的

病気やけがで長期入院をしたり、自宅で長期療養をしたりしている生徒に学ぶ機会を保障し、入学した学校で進級、卒業できるようにすることを目的としています。



(2) 対象生徒

年間延べ30日以上欠席が見込まれることを目安として、医師等の見解を踏まえ、学校が判断した生徒。

◎対象となる生徒の例

重篤な病気を発症し、長期入院することになった。本人は、クラスメートと一緒に進級できないのではないかと不安を感じている。本人に遠隔授業を受ける意志があり、主治医も生徒が遠隔授業を受けることに同意している。生徒の容態の急変など、授業中の緊急時に適切に対応できる体制がある。

3 制度のまとめ

内 容	不登校生徒 (自宅、校内別室等)	病気療養中の生徒 (病室等)
対象生徒	学習意欲はありながら、心理的な理由などの何らかの理由等によって不登校の状態にある生徒で、年間30日以上欠席が見込まれることや、生徒に学習意欲があること、遠隔授業の実施により不登校の状態から脱する可能性があること、原級留置、転学、中途退学を回避できることなどを目安として、学校が判断した生徒。	病気やけがで長期入院をしたり、自宅で長期療養をしたりしている生徒で、年間延べ30日以上欠席が見込まれることを目安として、医師等の見解を踏まえ、学校が判断した生徒。
修得単位数の上限	36 単位	上限なし
指導要録上の出欠の扱い	出席扱いとすることが可能	出席扱いとすることが可能
遠隔授業の方法	同時かつ双方向	同時かつ双方向 ※ 生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時かつ双方向型の授業に参加することが難しいと判断される場合に限り、オンデマンド型の授業を行うことが可能
受信側の教員配置	不要 ※ 生徒が校内の別室等から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、職員を配置することが望ましい	不要 ※ 生徒の容態の急変などに備え、受信側に保護者や医療福祉関係者等、適切な対応を行うことができる体制をとる
対面授業の必要時間数	年間2単位時間以上(1単位の科目については年間1単位時間以上)を確保しつつ、学校の実態や各教科・科目の特質等を考慮して、各学校で定める	年間2単位時間以上(1単位の科目については年間1単位時間以上)を確保しつつ、学校の実態や各教科・科目の特質等を考慮して、各学校で定める ※ ただし、2単位以上の科目において特別の事情があり、教育上支障がない場合は、年間1単位時間とすることも可

